

千代田区で活用できるマンション関連支援制度

平成23年7月修正

■ マンション関連支援制度の一覧	1～2
■ マンション関連支援制度の活用イメージ	3～5
■ マンション関連支援制度の概要	6～18



財団法人まちみらい千代田

URL : www.mm-chiyoda.or.jp

■マンション関連支援制度の一覧

支 援 制 度	対 象			実 施 主 体			
	分譲マンションの管理組合	賃貸マンションの所有者等	その他	千代田区	まちみらい千代田	東京都	その他
長期修繕計画に対する支援制度	○	○	○		○		○
(1) マンション計画修繕調査費助成制度	○	○			○		
(2) 分譲マンション管理アドバイザー制度	○		○				○
大規模修繕工事に対する支援制度	○		○		○	○	○
(3) マンション修繕工事債務保証料助成制度	○				○		
(4) マンション改良工事助成	○					○	
(2) 分譲マンション管理アドバイザー制度（再掲）	○		○				○
(5) 分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度	○		○				○
建替えに対する支援制度	○		○	○	○	○	○
(5) 分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度(再掲)	○		○				○
(6) まちづくりアドバイザー派遣制度	○		○		○		
(7) マンション建替え等検討調査費助成制度	○		○		○		
(8) 再開発・共同建築等推進組織助成制度	○		○		○		
(9) マンション建替えに伴う都営住宅（仮住居）の提供			○			○	
(10) 都心共同住宅供給事業			○	○			
(11) 建築物共同化住宅整備促進事業～ミニ優良			○		○		
耐震改修に対する支援制度	○	○	○	○			
(12) マンションアドバイザー派遣	○	○		○			
(13) マンション耐震診断助成	○	○		○			
(14) マンション補強設計助成	○	○		○			
(15) マンション耐震改修等助成	○	○		○			
その他の支援制度	○	○	○	○			○
(16) マンション安全・安心整備助成事業	○	○		○			
(17) マンション・エレベーター非常用備蓄キャビネットの配布	○			○			
(18) マンション備蓄物資等の購入費用を助成	○			○			
(19) マンションにAEDを設置	○			○			
(20) 家具転倒防止器具取り付け事業			○	○			
(21) 高齢者福祉住環境整備			○	○			
(22) 事務所等の住宅転用助成			○	○			

(23) 新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成制度	○	○	○	○			
(24) ヒートアイランド対策助成	○	○	○	○			
(25) アスベスト調査員派遣	○	○	○	○			
(26) アスベスト含有調査助成	○	○	○	○			
(27) アスベスト除去工事の助成	○	○	○	○			
(28) まちづくり融資(短期事業・高齢者向け) (建替え)			○				○
(29) マンション共用部分リフォーム融資 (大規模修繕)	○						○

■マンション関連支援制度の活用例

大規模修繕工事の事例				
設定条件	5階建、50戸、69㎡/戸程度、延床面積約4,300㎡、敷地面積1,100㎡のマンションで、築30年目に大規模修繕工事を実施する場合 管理組合の修繕積立金が3,000万円あり、残りは住宅金融支援機構より融資を受けて実施する場合（償還期間を7年、当初の金利を2.06%で計算した場合）			
	内容	費用	申請先	助成
勉強会	分譲マンション管理アドバイザー制度 を活用して勉強会を開催	約1.4万円 (1コース)	(財)東京都防災・建築まちづくりセンター	
修繕計画案の作成・検討	分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度 を活用して修繕計画案を作成	約8.5万円	(財)東京都防災・建築まちづくりセンター	
大規模修繕に係る調査	マンション計画修繕調査費助成制度 を活用して本格的な調査を実施	約250万円	(財)まちみらい千代田	50万円
工事費	修繕積立金に合わせて住宅金融支援機構からの融資を受けて大規模修繕工事を実施	約1億円		
(融資金利)	住宅金融支援機構から融資を受けて資金調達、融資金利に対して マンション改良工事助成 を活用 ※7年間の合計	約523万円	東京都	約257万円
(債務保証)	住宅金融支援機構の融資を受けるため、マンション管理センターの債務保証を受け、債務保証に対して マンション修繕工事債務保証料助成制度 を活用	約153万円	(財)まちみらい千代田	50万円
合計		費用合計 約1億936万円	負担合計 約1億579万円	助成合計 約357万円

※本例は、想定した試算例です。金利変動や助成申請先には予算等の制約もありますので詳しくは担当部署にお問い合わせ下さい。

建替えの事例				
設定条件	5階建、50戸、69㎡/戸程度、延床面積約4,300㎡、敷地面積1,100㎡のマンションにおいて、建替えと大規模な改修を比較検討して建替えで合意し、共同建替えを実施した場合			
	内容	費用	申請先	助成
勉強会	分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度 を活用して勉強会（4回）を開催	約5.6万円	(財)東京都防災・建築まちづくりセンター	
建替え計画案の作成・検討	分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度 を活用して建替え計画案と修繕計画案を作成し、建替えと改修のメリット・デメリットを理解したうえで、建替えの方向で具体的な検討を進めるための検討組織を設置することを決定	約31.8万円	(財)東京都防災・建築まちづくりセンター	
建替えの実現に向けた調査	マンション建替え等検討調査費助成制度 を活用して、建替えに向けた本格的な事業計画を作成し、検討を進めて建替えを決議	約1,000万円	(財)まちみらい千代田	100万円
土地整備費	都心共同住宅供給事業 を活用して、①建物除却、②整地・外構整備等を実施 ※認定後着手する	①約5,160万円 ②約550万円	千代田区	9,200万円
工事費	都心共同住宅供給事業 を活用して、建替えの①建築工事、②外構工事を実施	①約9億300万円 ②約1,100万円	千代田区	
合計		費用合計 約9億8,150万円	負担合計 約8億8,850万円	助成合計 9,300万円

※本例は、想定した試算例です。助成申請先には予算等の制約もありますので詳しくは担当部署にお問い合わせ下さい。

※申請先の千代田区については、建築指導課と協議して下さい。

耐震改修の事例				
設定条件	5階建、50戸、69㎡/戸程度、延床面積約4,300㎡、敷地面積1,100㎡、住民登録率50%、緊急輸送道路沿道に立地するマンションにおいて、耐震診断を実施した場合			
	内容	費用	申請先	助成
勉強会	マンションアドバイザー派遣を活用して耐震診断の必要性についての勉強会を開催し、耐震診断の実施を決定	無料	千代田区	
耐震診断の実施	マンション耐震診断助成を活用して耐震診断を実施	約430万円	千代田区	344万円
耐震改修の実施に向けた勉強会	マンションアドバイザー派遣を活用して耐震工事や資金調達の方法等についての勉強会を開催し、耐震改修の実施を決定	無料	千代田区	
耐震設計	マンション補強設計助成を活用して耐震改修のための設計を実施	約430万円	千代田区	約430万円
耐震改修	マンション耐震改修等助成を活用して耐震改修を実施	約2億339万円	千代田区	約1億3,559万円
合計		費用合計 約2億1,199万円	負担合計 約7,104万円	助成合計 約1億4,333万円

※本例は、想定した試算例です。助成申請先には予算等の制約もありますので詳しくは担当部署にお問い合わせ下さい。

※申請先の千代田区については、建築指導課と協議して下さい。

■マンション関連支援制度の概要

(1) マンション計画修繕調査費助成制度 (財団法人まちみらい千代田)

助成対象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
助成額	・調査に要する費用の1/2かつ上限50万円(10年に1回)
対象物件	・建築基準法その他関係法令に適合していること ・現に住宅として使用されていること ・建築後8年以上経過していること
対象項目	・建物の防水、壁面、鉄部、電気設備、給排水設備等に関する調査委託経費及び長期修繕計画作成経費
連絡先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(2) 分譲マンション管理アドバイザー制度 (財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター)

<有料>

派遣対象	・分譲マンションの管理組合、区分所有者の任意団体、区分所有者
派遣料	Aコース(講座編):13,650円、Bコース(相談編):21,000円
対象物件	・東京都内の分譲マンション
対象項目	・専門家を派遣し、以下の説明を行う。 ・Aコース:テキスト(別途有料)に基づき基本的なことのアドバイスを行なう(維持・管理、長期修繕計画、管理委託、計画修繕工事、管理組合の設立等) ・Bコース:個別具体的な相談内容について、事前に資料等の提供をうけた上で適切なアドバイスを行なう(管理組合の設立・運営、管理組合の財務、管理委託、修繕計画作成や修繕積立金等の設定、建物・設備等の劣化診断等及び修繕工事の相談、維持管理等)
連絡先	・住環境事業部 まちづくり推進課 電話 03-5466-2103

(3) 分譲マンション共用部修繕工事債務保証料助成制度 (財団法人まちみらい千代田)

助成対象	・分譲マンションの管理組合
助成額	・債務保証料の50%~100%(住民登録率による)かつ上限50万円(10年以内1回)
対象物件	・概ね築8年を経過しているマンション ・住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」を受け(財)マンション管理センターに債務保証を委託した管理組合
対象項目	・マンションの共用部分工事
連絡先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(4) マンション改良工事助成（東京都）

助成対象	・分譲マンション管理組合
助成額	・利子補給額は、住宅金融支援機構の金利が1%低利になるように都が利子補給 ・対象額は、住宅金融支援機構から融資を受けている額（元本で工事費の80%または、戸当たり150万円のいずれか低い額） ・利子補給期間は、最長7年間
対象物件	・耐火構造の分譲マンション ・住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォームローン」の融資を受け、（財）マンション管理センターに債務保証を委託した管理組合 ・管理規約に基づく長期修繕計画を定め計画に基づいて工事を実施していること
募集戸数	・5,000戸（平成21年2月27日まで受付、但し募集戸数に達した時点で締切）
対象項目	・マンションの耐震補強、バリアフリー化、外壁等共用部分の修繕 （マンションの共用部分の計画的な改良修繕）
連絡先	・（受付）都市整備局マンション課 電話 03-5320-5004 ・（融資）住宅金融支援機構 首都圏支店事業審査グループ 電話 03-5800-9366 ・（債務保証）（財）マンション管理センター 電話 03-3222-1518

(5) 分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度（（財）東京都防災・建築まちづくりセンター）

<有料>

派遣対象	・分譲マンションの管理組合（A・Bコース）もしくは区分所有者（Aコース）の任意団体
派遣料	・Aコース:13,650円、Bコース:85,050円～358,050円（内容による）
対象物件	・東京都内の分譲マンション
対象項目	・専門家を派遣し、以下の説明を行う。 ・Aコース：法制度や都のマンション関連支援制度 （入門編）建替えや修繕の検討に係るマニュアル 建替えに向けた合意形成の進め方などの説明を行う ・Bコース：分譲マンション建替え・改修検討書を作成し、説明を行う
連絡先	・住環境事業部 まちづくり推進課 電話 03-5466-2103

(6) まちづくりアドバイザー派遣制度（財団法人まちみらい千代田）

派遣対象	・既設建物等の保全や活用、共同建築、再開発、マンションの建替え・維持管理等を通して地域の活性化に貢献するまちづくり事業を行うもの
アドバイザー内容	・まちづくりに関する相談、情報提供、制度の紹介 ・まちづくり活動に関する助言や支援
派遣回数	・年度内6回
対象項目	・千代田区内における自主的かつ継続的なまちづくり活動（既設建物の保全・活用、共同建替え、再開発、マンションの建替え・維持管理等）に対して、専門家を派遣しアドバイスを行う（派遣期間は1事業3年を限度）
連絡先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(7) マンション建替え等検討調査費助成制度（財団法人まちみらい千代田）

助 成 対 象	区分所有者の1/2以上の者により組織する団体
助 成 額	調査に要する費用の1/3かつ3年間で100万円限度（年度内1回）
対 象 物 件	・延べ床面積の1/2以上が住宅であること ・概ね建築後30年を経過していること
対 象 項 目	・マンション建替え等検討調査委託経費、 勉強会等開催経費（消耗品費、印刷費、通信費、会場使用料等）他
連 絡 先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(8) 再開発・共同建築等推進組織助成制度（財団法人まちみらい千代田）

助 成 対 象	・再開発等を行う組織、共同建築を行う組織等 ・活動又は調査研究の予算を有し、3か月以上継続して活動をしていること ・活動又は調査研究の定款や規約を定め、地権者等が2名以上含まれていること
助 成 額	・運営関連経費の年度内支出の1/2と助成対象経費の合計額とのいずれか低い額 かつ 再開発組織 ⇒上限100万円（3年間の限度） 共同建築を行う組織 ⇒上限50万円（3年間の限度） 分譲マンションの建替え組織 ⇒上限30万円（3年間の限度）
対 象 項 目	・組織の運営に関して必要な調査研究費、事務費（消耗品費、印刷費、通信費、会場費等）、街づくり事業費、広報費、その他
連 絡 先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(9) マンション建替えに伴う都営住宅（仮住居）の提供（東京都）

助 成 対 象	・建替えを予定しているマンションの居住者で建替え後のマンションに入居することが確実なものうち都営住宅の入居要件（収入等）を満たすもの ・「利用意向調査票」を提出したもの
対 象 項 目	・仮住居として都営住宅を提供する
連 絡 先	・都市整備局マンション課 電話 03-5320-5007

(10) 都心共同住宅供給事業（千代田区）

助 成 対 象	・ 区長の事業計画承認及び都知事の認定を受けているもの
助 成 額	・ 助成対象経費の3分の2以内
対 象 物 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅要件 <ul style="list-style-type: none"> (1) 専用面積 50 m²以上で2以上の居住室を有する (単身者は 30 m²以上として住戸数の 1/3 以内) (2) 各住戸が台所、水洗便所、洗面設備、浴室等を備えていること (3) 家賃・分譲価格が中堅労働者を対象としていること (4) 賃貸住宅の場合は、適正な管理が 10 年以上行われること (5) 分譲住宅の場合は、住宅が住宅以外の用途に供されないための担保措置を講じること。 (6) 賃貸・譲受入を公募・抽選等の公正な方法で選定すること (7) 共同化建築物は「住宅の品質確保の推進等に関する法律」に定める日本住宅性能標示基準・等級以上であること 他 ・ 敷地要件 <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画的な街づくりを推進している区域 (2) 敷地面積 300 m²以上、地区面積 500 m²以上、 (3) 敷地内に 10%以上の空地を確保すること (4) 幅員 6メートル以上の道路に 4メートル以上接すること (5) 地階を除く階数が 3 以上の耐火建築物 (6) 2 以上の地権者による共同立替（共同化タイプ）であること <p>※上記以外にも細かい認定基準が定められている</p>
対 象 項 目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・工事監理や資金計画の作成に要する費用 ・ 既存建物の除却や土地整備に要する費用 ・ 空地や廊下・階段等の共同施設の整備に要する費用
連 絡 先	・ まちづくり推進部建築指導課 電話 03-5211-4312

(11) 建築物共同化住宅整備促進事業～ミニ優良（財団法人まちみらい千代田）

助 成 対 象	・ 事業の要件を満たし区長の事業認可を受けているもの
助 成 額	・ 認定住宅 1 戸当り 300 万円（ただし単身向け住宅は 1 戸当り 150 万円）で算出された額を総補助金額とする
対 象 物 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地権者と異なる 2 敷地以上の共同化またはコーポラティブ方式による共同建替 ・ 敷地面積が概ね 150 m²以上かつ地区面積が 500 m²未満であること ・ 一定規模以上の空地率（120%－指定建ぺい率）及び接道部緑化率 20%以上 ・ 認定住戸（住戸面積 55 m²以上、2 以上の居住室等を備えるもの）の戸数が従前戸数プラス 2 戸以上 (単身者向けは 37 m²以上で全戸数の 1/3 以下、ワンルームは不可) <p>※上記以外にも細かい認定基準が定められている</p>
対 象 項 目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・工事監理に要する費用 ・ 既存建物の除却や土地整備に要する費用 ・ 建築工事の共用部分に要する費用
連 絡 先	・ 住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(12) マンションアドバイザー派遣（千代田区）

助 成 対 象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンション所有者
助 成 内 容	・耐震診断の必要性及び耐震改修工事が必要になった場合の工事全般に係る助言を行う専門家の派遣
アドバイザー内容及び助成額	・耐震診断の必要性の判断：無料（1回） ・耐震改修工事が必要になった場合の改修工事全般：無料（5回を限度）
連 絡 先	・まちづくり推進部建築指導課 電話 03-5211-4310

(13) マンション耐震診断助成（千代田区）

助 成 対 象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
助 成 額	・耐震診断費用の75～100%、上限500万円 （分譲マンションは上限500万円、賃貸マンションは400万円） ※緊急輸送道路沿道の建物、住民登録率が高い建物は補助率が高い
対 象 物 件	・共同住宅の用に供する部分が延べ床面積の1/2を超えるもの ・原則として建築基準法に適合していること
対 象 項 目	・耐震改修に関する設計図書等による耐震診断やコンクリートのコア抜き、配筋状態の調査等に要する費用の全部または一部
連 絡 先	・まちづくり推進部建築指導課 電話 03-5211-4310

(14) マンション補強設計助成（千代田区）

助 成 対 象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
助 成 額	・補強設計に要した費用×1/1～2/3、限度額750万円 ※補強設計に要した費用は、1,500円/m ² が限度
対 象 物 件	・共同住宅の用に供する部分が延べ床面積の1/2を超えるもの ・原則として建築基準法に適合していること
対 象 項 目	・耐震診断の結果、耐震改修工事が必要な場合に補強設計に係る費用の一部を助成
連 絡 先	・まちづくり推進部建築指導課 電話 03-5211-4310

(15) マンション耐震改修等助成（千代田区）

助成対象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
助成額	(1) 緊急輸送道路沿道のマンション 助成額：耐震改修工事に要した費用×2/3（床面積が5千㎡を超え1万㎡以下の部分は1/3） 限度額：2億3,650万円 (2) 緊急輸送道路沿道以外のマンション 助成額：耐震改修工事に要した費用の23%、 限度額：1億879万円 (3) 耐震改修促進法の認定がとれないマンション（一定の耐震補強は必要） 助成額：耐震改修工事に要した費用の23%×2/3 限度額：7,252万円 ※いずれの場合も耐震改修工事に要した費用は、47,300円/㎡が限度
対象物件	・共同住宅の用に供する部分が延べ床面積の1/2を超えるもの ・原則として建築基準法に適合していること
対象項目	・耐震診断の結果、耐震改修工事が必要となった場合に耐震改修等に係る費用の一部を助成 ・原則として耐震改修促進法第8条第1項の認定を受けていること
連絡先	・まちづくり推進部建築指導課 電話 03-5211-4310

(16) マンション安全・安心整備助成事業（千代田区）

助成対象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
助成対象者	・管理組合等：管理規約が整備され、総会・理事会等でマンション安全・安心整備について議決し、費用について予算措置をしていること ・賃貸の所有者：住民税を滞納しないこと
助成額	・階段手すり設置：費用の1/3かつ上限100万円 ・エレベータの地震時管制運転装置・戸開走行保護装置設置：費用の1/3かつ上限30万円 ※いずれも専門業者による工事に限る
対象物件	・建築基準法その他関係法令に適合していること ・全戸数の半数以上を住宅として使用していること
助成申請	・管理組合等：管理規約の写し、理事会等での議決議事録、設置場所図、業者見積書 ・賃貸の所有者：住民税納税証明書、建物の登記簿謄本、設置場所図、業者見積書
連絡先	・まちづくり推進部建築指導課 電話 03-5211-4312

(17) マンション・エレベーター非常用備蓄キャビネットの配布（千代田区）

助成対象	・分譲マンションの管理組合
助成額	・非常用備蓄キャビネットを配布（飲料水、ラジオ付きライト、簡易トイレなど）
対象物件	・建築基準法その他の関連法令に適合していること ・全戸数の半数以上が住宅として使用していること ・管理規約が整備されている団体で、構成員の半数が町会に加入し、町会の推薦があること
提出書類	・申請書、管理組合等規約の写し
連絡先	・環境安全部防災課 電話 03-5211-4188

(18) マンションへ備蓄物資の購入費用を助成 (千代田区)

助成対象	・分譲マンションの管理組合
助成額	・対象経費の1/2、限度額10万円
対象物件	・上記((18)マンション・エレベータ非常用備蓄キャビネットの配布)に同じ
提出書類	・申請書、備蓄物資購入計画書、管理組合等規約の写し
連絡先	・環境安全部防災課 電話 03-5211-4188

(19) マンションへのAEDの設置 (千代田区)

助成対象	・分譲マンションの管理組合
助成額	・AED(自動体外式除細動器)の貸与
対象物件	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法その他の関連法令に適合していること ・半数以上が住宅として使用していること ・管理規約が整備されている団体で、構成員の過半数が町会に加入し、町会の推薦があること ・マンション居住者以外も使用できる場所にAEDが設置可能なこと ・マンション居住者のうち3名以上が普通救命講習を受講していること
提出書類	・申請書、管理組合等規約の写し、救命技能認定証の写し
対象項目	<ul style="list-style-type: none"> ・「AEDの設置マンション」のポスター、ステッカー等による表示 ・マンション内で、AED設置場所、使用方法の周知 ・設置期間は3年とし、延長の場合は再申請
連絡先	・環境安全部防災課 電話 03-5211-4188

(20) 家具転倒防止器具取り付け事業 (千代田区)

助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のひとり暮らし世帯または高齢者のみ世帯 ・要介護度3以上と認定された65歳以上の方を介護している世帯
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・家具転倒防止器具の取り付け ・3組(1組2個)までの取り付けは無料(3組を超える分は自己負担)
連絡先	・保健福祉部高齢介護課在宅支援係 電話 03-5211-4220

(21) 高齢者福祉住環境整備（千代田区）

助 成 対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・千代田区に住民票があり、現に居住している 65 歳以上の方で日常生活の動作等に困難があり、区が調査を行なった結果、介護予防・自立支援の観点から改修が必要と認めた方 ・設備給付については、要介護認定を受けていること
助 成 額	<ul style="list-style-type: none"> ・予防給付は、同一住宅で、対象者一人につき給付限度額 20 万円の範囲 ・設備給付は、1 世帯 1 回限りの利用で、給付限度額は改修内容による ・利用者負担額は、(給付限度額×利用者負担率)+給付限度額を超えた場合は、その差額+改修給付対象外工事費 ・利用者負担率は、介護保険料区分・工事内容によって 10~60% ・生活保護受給の場合は、利用者負担額は免除
対 象 項 目	<ul style="list-style-type: none"> ・予防給付（手すりの取り付け、床段差の解消、滑りの防止や移動の円滑化を目的とした床材の変更、引き戸等への扉の取り替え、便器の洋式化等） ・設備給付（浴槽の取り替え、流し・洗面台の取り替え、便器の洋式化、卓上用IHクッキングヒーターの購入、階段昇降機設置、ホームエレベーター設置）
連 絡 先	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部高齢介護課介護予防係 電話 03-5211-4222

(22) 住宅転用助成制度（千代田区）

助 成 対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所等を住宅に転用しようとする個人又は、中小企業法人の建物所有者（住民税を滞納していないこと）
助 成 額	<ul style="list-style-type: none"> ・自己用住宅に転用：工事費の 15%以内で上限 150 万円（耐震補強工事を併せて行う場合 225 万円） ・賃貸住宅に転用：工事費の 10%以内で 1 戸の場合 100 万円（耐震補強工事を併せて行う場合 150 万円 2 戸の場合 200 万円（耐震補強工事を併せて行う場合 250 万円）
対 象 物 件	<ul style="list-style-type: none"> ・転用後の住宅専用面積が 50 m²/戸以上 ・3 室以上の居室、玄関、台所、浴室、洗面所、便所を設置 ・転用前後共に、建築基準法等関係法令を満たすこと <p>※住宅転用後、入居者全員の住民登録が必要</p>
募 集 戸 数	<ul style="list-style-type: none"> ・2 戸程度（先着順） <p>※申込期間：平成 23 年 4 月から平成 23 年 12 月</p>
連 絡 先	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進部建築指導課 電話 03-5211-4312

(23) 新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成制度（千代田区）

助成対象	・分譲マンションの管理組合及び居住者、賃貸マンションの所有者及び居住者(所有者の承諾が必要)
助成額	・導入機器による
対象項目	・LED照明(共用部への既設の照明に換えての導入であること)、潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)、CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、太陽光発電システム、太陽熱温水器、太陽熱ソーラーシステム、ガスエンジン給湯器(エコウィル、ジェネライト)、燃料電池システム(エネファーム)、外壁窓などの断熱対策、電気自動車等用充電設備(助成対象者は法人又は個人の事業者であること)
備考	・助成機器及び対象・条件等の詳細については、千代田区総合ホームページの環境ガイド・「省エネ機器等の導入に関すること」に記載
連絡先	・環境安全部、環境・温暖化対策課 電話 03-5211-4256

(24) ヒートアイランド対策助成（千代田区）

助成対象	・分譲マンションの管理組合及び居住者、賃貸マンションの所有者及び居住者(所有者の承諾が必要)
助成額	・導入した対策による
対象項目	・屋上緑化、壁面緑化、敷地内緑化、高反射率塗装等、空調室外機対策
備考	・助成の対象・条件等の詳細については千代田区総合ホームページの環境ガイド・「緑化やヒートアイランド対策に関すること」に記載
連絡先	・環境安全部、環境・温暖化対策課 電話 03-5211-4256

(25) アスベスト調査員派遣（千代田区）

助成対象	・分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者
助成額	・区で委託した専門家の調査員を無料で派遣します。
申請	・平成24年2月1日まで
備考	・吹付け材の有無を調査し、吹付け材が確認された場合、吹付け材にアスベストが使われているか調査します。 ・床面積が1万㎡を超える建物や調査に足場を設置する必要がある場合は、アスベスト含有調査助成を利用していただくことになります。詳しくは下記連絡先までご連絡ください。
連絡先	・まちづくり推進部 建築指導課 安全対策主査 電話 03-5211-4313

(26) アスベスト含有調査助成（千代田区）

助成対象	・分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者
助成額	・調査費用を1棟につき25万円を限度に助成
申請	・平成24年1月20日まで
備考	・アスベスト調査員派遣でアスベスト調査ができない場合、調査に要した費用を助成します。詳しくは下記連絡先までご連絡ください。
連絡先	・まちづくり推進部 建築指導課 安全対策主査 電話 03-5211-4313

(27) アスベスト除去工事等の助成（千代田区）

助成対象	・分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者
助成額	・工事費用（消費税を除く）の2/3 ※ただし、1棟1,400万円を限度とし、1,000円未満は切り捨て。
対象	・マンションの共用部分（廊下・機械室・受水槽室・駐車場等）に使用されているアスベスト含有の吹付け材
申請	・平成23年12月1日まで 注）工事は平成24年2月末までに完了が必須
備考	・除去工事業者の選定方法など、いくつか制約があります。詳しくは下記連絡先までご連絡ください。
連絡先	・まちづくり推進部 建築指導課 安全対策主査 電話 03-5211-4313

(28)-1 まちづくり融資～短期事業資金

(独)住宅金融支援機構

(建替え)

融資対象者	・個人、法人、マンション建替組合、分譲住宅建設事業者
対象物件	地域要件 ・住宅系・商業系の用途地域で ①防火・準防火地域内 ②政令指定都市等の都市計画区域内 など 事業要件 ・共同建替え事業、有効空地確保事業、マンション建替え事業、総合的設計協調事業、地区計画等適合事業 等 建築物要件 ・構造 耐火又は準耐火構造 ・規模 1戸当りの住宅部分の専用面積原則 30～280 m ² ・住宅部分の割合 建物全体の延床面積の 1/4 超
※その他詳細な要件あり	
融資額	・対象事業費の10割
融資対象事業費	・調査設計計画費、土地・借地等の取得費、建築工事費、補償費、参加組合員負担金等
融資金利	・金利は毎月見直し ・資金交付時の金利が適用される
返済方法	・保留床等の譲渡状況等に応じて、機構が指定する日に元金及び利息を返済
返済期限	・原則、建物竣工後2年
貸付の形態	・約束手形に基づく貸付
担保・保証	・原則として、土地・建物に根抵当権設定、事業者が有する債権に対する質権、譲渡担保権等を機構を第一順位として設定 ・原則として、保証能力のある者の保証が必要（機関保証も可）
技術基準	・建築物について、機構が定める基礎基準を満たす
火災保険	・機構が必要と認める場合は建物へ火災保険を付保する
手数料	・一部繰上返済手数料 5,250円

(28)-2 まちづくり融資～高齢者向け返済特例融資 (独)住宅金融支援機構 (建替え)

融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・個人 <p>対象者要件（以下の全てを満たす）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①融資申込時満60歳以上の方（連帯債務者となる方がいる場合は、その方も満60歳以上である必要があります） ②マンション建替事業等により建設された住宅に自ら居住する方 ③日本国籍のものまたは永住許可を受けている外国人 ④年収に占めるすべての借入の年間合計返済額の割合が年収400万円未満で30%以下、年収400万円以上で35%以下
対象物件 ※その他詳細な要件あり	<p>地域要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅系・商業系の用途地域で ①防火・準防火地域内 ②政令指定都市等の都市計画区域内 など <p>事業要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同建替え事業、有効空地確保事業、マンション建替え事業、総合的設計協調事業、地区計画等適合事業 等 <p>建築物要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造 耐火又は準耐火構造 ・規模 1戸当りの住宅部分の専用面積原則30～280㎡ ・住宅部分の割合 建物全体の延床面積の1/4超
融資額	・1000万円以下、高齢者居住支援センターが保証する額が上限
融資対象	・購入費
融資金利	・固定金利（金利は毎月見直し）
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利息のみ毎月返済 ・元金は債務者であるものが亡くなった時に一括返済 ・毎月の返済額 融資金額×融資金利÷12
返済期限	・債務者であるものが亡くなった時
貸付の形態	・金銭消費貸借契約に基づく貸付
担保・保証	<ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物に抵当権設定、機構を第一順位として設定 ・高齢者居住支援センター（（財）高齢者住宅財団）の保証を利用
技術基準	・建築物について、機構が定める基礎基準を満たす
火災保険	・建物へ火災保険を付保する
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・一部繰上返済手数料 5,250円 ・返済条件変更手数料 5,250円

(29) マンション共用部分リフォーム融資

(独) 住宅金融支援機構

(大規模修繕)

融資対象者	・分譲マンション管理組合
利用可能な管理組合の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の事項が管理規約または総会の決議で定められていること <ul style="list-style-type: none"> ①マンションの共用部分をリフォームすること ②管理組合が住宅金融支援機構から資金を借入れること ③修繕積立金を返済に充当できること及び今回の借入れの返済には修繕積立金を充当すること ④手持金に充当するために臨時徴収金を徴収する場合は、その旨と徴収額 ⑤修繕積立金を増額する場合は、その旨と増額後の額 ⑥返済金に充当するために返済期間中一定額を徴収する場合は、その旨と徴収額 ⑦管理組合の組合員、業務、役員、総会、理事会及び会計に関する定め ⑧管理組合が(財)マンション管理センターに保証委託をすること ・管理費または組合費により充当すべき経費に修繕積立金を充当できることが管理規約または総会の決議で決められていないこと ・毎月の返済額(すべに他に借入れがある場合は、当該借入れにかかる返済額を含む)が毎月徴収する修繕積立金の額(返済額に充当するために返済期間中一定額を徴収する場合には、その徴収額を加えた額)の80%以内となること ・修繕積立金が、一年以上定期的に積み立てられており、管理費や組合費と区分して管理されていること。また、修繕積立金が適正に保管されており、原則として滞納割合が10%以内であること ・管理組合の管理者(または管理組合法人の代表理事)が、原則としてリフォームするマンションにお住いになっている区分所有者の中から選任されていること
融資対象工事費	・マンションの共用部分のリフォーム工事費
融資額	・対象工事費の8割以内で、(財)マンション管理センターの保証限度額(150万円×住宅戸数)が限度
融資金利	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工事以外のリフォーム (返済10年以内) 金利は毎月見直し ・耐震改修工事を伴うリフォーム (返済10年以内) 金利は毎月見直し ※申込時の金利が適用される(金利は毎月見直し)
返済期間	・1～10年(年単位)
担保・保証	・(財)マンション管理センターが保証人となり、担保が不要。
手数料	・一部繰上返済・返済条件変更手数料 3,150円又は5,250円